

入 札 説 明 書

業務件名 福祉総合相談センター警備業務

岩手県福祉総合相談センター

入札説明書

この入札説明書は、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量
福祉総合相談センター警備業務 1 式
- (2) 業務の仕様その他明細
別紙「福祉総合相談センター警備業務仕様書」による。
- (3) 履行期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
岩手県福祉総合相談センター（盛岡市本町通三丁目 19 番 1 号）

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、令和 7 ～ 9 年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち「常駐警備」において登録を受けている者であること。
- (3) 入札日現在で、盛岡市内に本社又は支店等を有していること。
- (4) 施設の常駐警備業務を、令和 3 年 1 月 1 日以降、12 か月以上継続して履行した実績を有する者（12 か月以上継続する契約を履行している者を含む。）であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札参加資格審査申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。

3 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認

めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合の組合員又は会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)と同視しうる関係があると認められる場合

(5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

4 入札参加者に求められる事項

(1) 入札参加者は、次の書類を令和 8 年 3 月 3 日（火）午後 5 時までに 17(3)の場所に提出しなければならない。

なお、入札参加者は提出した書類について岩手県福祉総合相談センター所長から説明を求められた場合には、説明をしなければならない。

また、当該書類の補足、補正は、令和 8 年 3 月 4 日（水）午後 5 時まで認める。

ア 競争参加資格を証明する書類

(ア) 入札参加資格審査申請書（別紙「様式第 1 号」）

(イ) 警備業務に関する履行実績証明書（別紙「様式第 2 号」）

なお、本件調達に係る業務の履行実績を有する者にあつては、当該証明書の証明者の記名押印を省略することができる。

(ウ) 資本関係・人的関係に関する届出書（別紙「様式第 3 号」）

イ 業務が履行できることを証明する書類

(ア) 業務が履行できることの誓約書（別紙「様式第 4 号」）

- ・国又は他の地方公共団体における同種業務の履行状況等
- ・従業員の労働福祉の状況等

(イ) 業務従事予定者名簿

業務従事予定者毎の氏名・住所・性別・経験年数を記載すること。

なお、契約当初からの業務実施を確実なものとするため、次の全てを満たす従事者を

配置すること。

- ・ 名簿に記載された業務従事予定者の半数以上を、事業開始日から3か月以上配置すること。
 - ・ 上記配置者（事業開始日から3か月以上配置する従事者）は、警備業法に規定する検定に合格し、施設の常駐警備業務を概ね3年以上経験した者とする。
- ※注 上記2つの要件を満たす配置者は、名簿に「○」印を付すこと。

落札決定後、業務開始日までに確定した業務従事者名簿を提出するとともに、その後変更が生じた場合には速やかに変更した名簿を提出すること。

(ウ) 業務従事者への指導監督を行う者に係る履歴書

(エ) 警備業法に規定する警備員に対する指導及び教育の計画書（過去3か年度）

(オ) 業務実施体制（組織）図及び緊急時連絡体制図

(2) 入札参加者は、本説明書（仕様書及び別紙契約書案を含む。以下「説明書等」という。）を踏まえて、入札しなければならない。

5 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 代理入札に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

7 入札書記載事項

(1) 入札年月日

(2) 頭書に「入札書」である旨記載

(3) 入札金額

(4) 入札件名

(5) あて名（「岩手県福祉総合相談センター所長」とする）

(6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

8 入札及び開札の日時及び場所等

令和8年3月16日（月）10時15分

岩手県福祉総合相談センター 2階小会議室

- (1) 入札書は、上記の日時、場所に持参して提出するものとする。
- (2) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

10 入札への参加

- (1) 4 (1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- (2) 提出書類の審査結果は、令和8年3月10日（火）までにFAXにより通知する。

11 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

12 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

13 契約成立要件

落札者の決定後、契約書を作成し、契約が確定するまでの間に、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札者と契約を締結しないこととする。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (2) 岩手県から措置基準に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

14 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。
また、8(4)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

15 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。
ただし、岩手県会計規則(平成4年3月31日規則第21号)第112条に該当するときは、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (3) 契約の条項は別添「契約書案」のとおりとする。

16 本説明書等についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、令和8年3月4日(水)午後5時までの間に書面により岩手県福祉総合相談センター所長まで申し出ることができる。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、入札参加資格審査申請者全員に対し、令和8年3月10日(火)までにFAXにて通知する。

17 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務委託手続きについて停止の措置を行なうことがある。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
郵便番号 020-0015 岩手県盛岡市本町通三丁目19番1号
岩手県福祉総合相談センター児童女性部総務課
電話番号 019-629-9600(直通)